和歌山県営住宅退去者滞納家賃等回収業務委託仕様書

（１）業務の目的

和歌山県が有する県営住宅の家賃、共益費及び県営住宅の共同施設として整備された駐車場の使用料に係る債権のうち、県営住宅を退去した者が滞納しているもの（以下「滞納家賃等」という。）について、その回収業務を債権回収のノウハウがある事業者に委託することにより、県営住宅の入居者負担の公平性を確保するとともに、効果的かつ効率的に滞納家賃等を回収・整理し、収納率の向上を図ることを目的とする。

（２）回収業務を委託する債権

①滞納家賃等のうち円滑かつ効率的な回収が見込めないもの

　なお、次に掲げる債権は委託しない。

ア　分納中、その他の理由により納付が見込めるもの

イ　訴訟等の法的措置を実施しているもの

ウ　その他委託することが適切でないと判断するもの

　　②滞納家賃等の状況（件数：38件、家賃等：17,161,056円）

　　　　　　　　　　　　　　　※上記①を精査することにより変動する。

（３）回収業務の実施体制

責任者は、弁護士又は弁護士法人にあっては弁護士、債権回収会社にあっては代表者又は代表者の

指揮監督権に属するものの中から代表者が選任した者とする。

（４）業務の実施方法

①債務者への納付催告、納付交渉

②債務者への納付指導、納付相談

③債務者の返済能力に応じた、分納誓約書の徴取及び分割納付の履行管理

④債務者に対して発出する振込書や通知等には、地方自治法施行令第１５４条第３項の規定による事項（所属年度、債権名、収納すべき金額、納入義務者、納入場所及び納入の請求の事由）を記載すること。また、本県知事から収納業務を受託し、その権限があることを明示すること。

⑤滞納家賃等の現金の領収（必ず領収書を発行すること。）

⑥回収した滞納家賃等現金の安全かつ確実な保管

⑦滞納家賃等現金の県への払込み

⑧債務者の居所が不明の場合、住民票等の取得による現住地調査の実施

⑨債務者が死亡している場合、戸籍の取得による相続人調査の実施

⑩債務者からの苦情等への対応

⑪納付交渉履歴、回収履歴、調査事項等の記録と県への報告

⑫調査の結果、債権の回収が不能と認められる場合は、回収不能報告書（<様式任意>回収不能理由を記載したもの）を提出すること。

（５）提供する情報

受託者が本業務を遂行するにあたって、県が提供する債務者の個人情報の範囲は、次のとおりとす

る。

①債務者の基本情報

氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所、電話番号、滞納家賃等額

②連帯保証人の基本情報

氏名（漢字・カナ）、住所、電話番号（判明している場合）、債務者との関係

③その他本業務を行う上で必要となる情報

（６）契約期間

契約の期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで

（７）委託費（成功報酬）

①委託費の算出

委託費は、各月の回収した滞納家賃等の額に成功報酬率を乗じて得た額に消費税及び地方消費税

相当額を加算した額とする（委託費算出の結果、１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て

る。）。

なお、回収業務を委託した滞納家賃等について、債務者が県に支払った場合は、受託者が回収し

たものとみなす。

ただし、契約終了後に債務者が債務又は残債を県に支払った場合は、この支払が受託者の行為

によると認められるとしても、委託費の支払いはしない。

②委託費の支払方法

県は、毎月、①で算出した委託費を、適法な請求書を受領した日から３０日以内に支払う。

（８）個人情報保護

受託者は県から提供された債務者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和歌山県個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないよう措置すること。

（９）業務遂行に係る注意事項

　　　訴訟等法的手続きを要する場合及び内容証明郵便発送等特殊な手続きを行う場合については、別契約とし、対象業務としないものとする。

（10）その他

本仕様書に定めのない事項は、企画提案書の内容を踏まえ、県と受託者が協議の上定めるものとする。